

当島宰判紫福村戸籍に関する一考察

石川 敦彦

はじめに

萩藩においては、「文政九年四月朔日、於御城下御用所戸籍一件町奉行郡奉行諸郡御代官中八幡改方え被仰渡^①」てから、町方は年寄一支配一帳、地方は畔頭一組一帳の戸籍が作成され、領民の実態把握がなされてきた。この戸籍については、すでにいくつかの論考がある。

まず初めて萩藩の戸籍を紹介したのは上田藤十郎^②であった。その依拠したものは「周防国都濃郡戸籍」――正しくは長穂村熊尾組戸籍――であったが、この戸籍は、巻頭の「戸籍仕法覚」と書式の雛形、そして裏表紙裏の検印しかない断簡であったので、萩藩戸籍のアウトラインの紹介にとどまり、内容については全くふれることができなかった。しかし文中、「既に徳川時代山口藩に於て……戸籍帳を編製しありしことと、新政府の要路者に山口藩出身のもの多き

こととの間に、そこに何等かの関連性があるのではなからうか」と、明治戸籍との関連性を示唆した。これについて追求されたのが、田中彰・新見吉治・熊谷開作らの諸論考であった。一方戸籍そのものの分析も山本多門・田中彰・関順也らによってなされてきたが、とりあげられた戸籍は限られたものであった。最近刊行された『平生町史』、『旭村史』でも戸籍がとりあげられ、分析されているが、時間的制約があるのか十分な分析ではないように思う。

山口県文書館が、昭和四十九年、市町村役場の行政文書の保存を訴え、その保存状況の実態調査を行なったさい、福栄村紫福支所に文政九年作成の戸籍が保存されていることがわかった。旧紫福村は当島宰判に属し、蔵入地に十三冊、給領地に九冊、合わせて二十二冊の戸籍が作られていたが、現存するのは、蔵入地長尾・杉原・土井ノ内・京仏小西見・市の各畔頭組と給領地殿川組の戸籍七冊である。

戸籍の性格等については先学の論考にゆずり、本稿では前記戸籍を分析の対象とし、幕末期紫福村の実態を明らかにしたいと思う。

- ① 『戸籍一件控』
- ② 上田藤十郎「山口藩の人口調査と戸籍帳について」〔昭和高商学報〕第八。昭和一四年
- ③ 同右、三〇頁
- ④ 田中彰「明治政権初期政策の原型―戸籍帳を一例として―」〔日本歴史〕八三号。三田尻宰判仁井令村鍛冶屋

都府戸籍の起草者植村正直を紹介。熊谷開作「明治戸籍制度の由来」(大阪大学法学部創立十周年記念論文集「法と政治の諸問題」)。植村正直の履歴と長州藩における戸籍制度成立の由来について論及。

- ⑤ 山本多門「萩藩幕末戸籍帳の分析」(小野田高等学校『研究論叢』第九輯、昭和二九年)。前記仁井令村戸籍をとりあげ、戸籍を初めて分析の対象とした。田中彰著『幕末の藩政改革』は、前記仁井令村戸籍と「小郡宰判上中郷

戸籍の原型」〔日本歴史〕九〇号。田中論文をうけ京

村中岡組戸籍」とを利用。関順也著『藩政改革と明治維

⑧ 昭和五三年同村刊。地区・冊数については不明、公簿。

新」。仁井令村戸籍のほか「当島宰判紫福村長尾組戸籍」

⑨ 『戸籍御根帳目録下』

⑩ 関係者の話によると、昭和三〇年には一七冊残っていた。

- ⑥ 長穂村戸籍は前述のように断簡。仁井令村と紫福村戸籍は公簿である。上中郷村戸籍は庄屋元の控であるが、体裁は公簿と同形である。

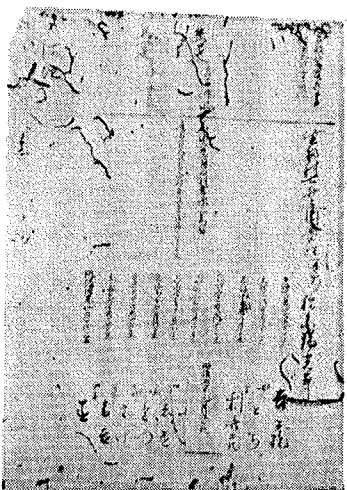
そのうちの一冊すなわち長尾組戸籍が山口県文書館へ預けられ、前述のように紹介・利用されてきた。このほか断簡が三冊ある。合わせて十冊、改めて山口県文書館に寄託された。

- ⑦ 昭和五三年同町刊。旧曾根村の内、木村・地方・向原・水場浦・開作六枚の五地区の戸籍。庄屋元控である。

一 百姓軒の概要

戸籍の分析に入る前に戸籍の形態・書式について簡単にふれておく。

戸籍は縦二九センチ、横二一・五センチの簿冊で、その仕立様は、「広折合せ紙渋引を二ツニ折、無双綴ニして台紙ニ調之、一丁の片ひらへ半紙はり掛、片ひら一面耆軒分に宛置」き、「本人老代ははり懸之紙壹枚ニ限」り、「本人一代……年を経候て書入繁多之分も可有之ニ付、最初より可成たけ細筆ニ調可申」と命じている。記載事項は、百姓身分の者を対象に、門役・宗旨・旦那寺・田畠畝石・牛馬・廻船漁船・商売体のことのほか、戸主以下家族構成員の名前・出生・死亡・婚姻・別家等の異動を記載することになっている。死亡して代替りの節は、「下地之紙其儘差置、後代之分上え新ニ張懸書調、永々其通ニ被仰付候」とある。ただ戸主死亡後もその戸籍に死亡出生等の記載事例もあるので、直ちに新戸籍が作られたとはいえないふしもある。戸籍の巻末には各年度の軒・男女・牛馬数の「括り」が



写真

に初まり、万延元々慶応二年の無印期を経て、同四年八月改で終っている。しかし牛馬欄には「明治四年八月改」という記載例があるので、明治四年まで続けられたと考えられる。人事欄では「明治五申二月九日死」という例(写真1)もあるもので、いわゆる壬申戸籍が作成されるまで使用されていたことがわかる。

次に旧紫福村の概要についてみる。紫福村は昭和三〇年福井村と合併して福栄村となった。萩市の東側に隣接する村で、福井地区を経て紫福地区に至る。萩市中心部から一〇数キロメートル離れている。紫福地区を西流する大井川をはさむ山間盆地の村で、川は村境で北流し、萩市大井地区の日本海にそぐ。山陰線大井駅から約一〇キロメートル。藩政時代の村勢は表1のようであった。人口は増えているが戸数は減少し、中でも本軒百姓が激減している。『防長風土注進案—当島宰判』(以下『注進案』と略す)によると、弘化二年度では、米方は年貢・飯米等を差引いて二六五石余の剰余が出るが、銀方では六六貫余の不足となり、この不足は米方で補うという。同じく「風俗」の項では次のようにある。

表1 紫福村の概要

	元文3	弘化2
戸	83	16
軒	239	49
半軒	—	162
2.5	—	289
1.25	—	9
門無縁	173	3
	106	—
計	601	531
男女	969	1,276
	902	1,082
牛馬	391	321
	143	117
田	—	5,653
島	—	6,243
高		石

地下上申, 注進案による。

杉原・長尾 此村作り面、田方四歩方畠六歩方之所にて、元來場所柄山ノ浴谷々々之村方ニ付、持分之田地小町水田にて植付守護等余分之手間取ニ付、家内四五人位之手間にて田畠五反六反位共、外は作方不得仕、水田高石之所柄にて御年貢仕立六ツツ敷、大抵は御検見之御断も申出候程之処ニ候得共、日用等も無之、縄草鞋等こしらへ候て渡世仕候事

小西見・市・殿川・土井之内・京仏 此村方作り面、田六歩畠四歩之所、小百姓多渡世方六ヶ敷日傭并ニ罷出、或は縄草鞋等之手仕業にて渡世仕候事^①

さて残存七冊の戸籍をみると、随所に落剣があつて完全なものとはいえないが、二七〇丁、つまり二七〇軒分の戸籍がある。各軒には一々四代の戸主の交替があるので、全体の戸籍の枚数は八〇〇枚を越えるであろう。戸籍巻末の「括り」から文政九年度の軒数を合計すると一八二軒であるが、これらの戸籍を詳細に検討してみると、文政九年三月に作成されたものは二五〇軒となる。その理由は、天保五年竹田久三郎の給領地が上地されてその一部が小西見組へ編入されたこと、版籍奉還による編入とによる。新たに組み入れられた家でも、戸籍の作成は文政九年までさかのぼりうるので、「括り」の数より増えることになる。この二五〇という数は、『注進案』記載の村の戸数の約半分に近い。そして半世紀にわたる戸籍群は、我われにいろいろな資料を提供してくれる。ある家は潰れ・絶家し、あるものは別家・新百姓仕居えとなる。この興廢の過程で二七〇軒の戸籍が作られたものの、明治四年八月には二二九軒に減るのである。

この動きをまとめると表2のようになる。

表2 戸籍の概要

組	文政 ⁹	連統			中絶	絶家	新別家		明治 ⁴
		不変	増	減			続	絶	
尾原内 井西見 市川	34	23	4	1	2	4	3	0	33
	19	3	6	2	2	6	1	0	14
	45	20	7	5	7	2	1	1	44
	25	7	7	9	3	3	3	1	25
	48	20	8	9	2	7	1	2	50
長杉土京小殿	56	14	8	8	7	11	3	0	40
	23	7	4	7	2	3	3	1	23
計	250	94	44	51	25	36	15	5	229

増減は田畠面積の増減をさす。中絶絶家新別家にも増減はあるが略した。

連続というのは、始期を文政九年の戸籍作成以前に当該地に居住していた百姓軒で、父子相伝あるいは養子を迎え入れて、とぎれることなく続いている家のことである。絶家は字義どおりの家である。余白に「潰軒」「絶家」の記載があり、上に白紙が貼ってある。中絶というのは、一たん絶家した家が、戸籍では同じ台紙の上に、同じ持高・軒役(例外もある。後述)で復興したものをいう。早ければ絶家と同年、遅い例では四二年後というのがある。文政九年の改が終わった以降新しく百姓軒をたて、戸籍も新しい台紙の上に作られるものを新別家とした。この場合、戸主の名の上欄に「□□○○年○月△村△△何衛門別家」と、別家の年月と出自とが書いてある。

表2からいえることは、絶家が大変多く、四軒に一軒の割合で潰れている。年貢確保のため新百姓仕居え^⑩の努力がなされても、絶家の数に追いつかず、絶対的戸数の減少となっている。組別で見ると、市・小西見・杉原の減少が著しく、他の組がほとんど変わらないのと対照的である。

この変化を年度別にみると表3のようになる。文政九年九月には早くも一軒が潰れ、以後戸数減少の傾向は天保末—弘化期の興廢の激しさを経てむしろ続き、ようやく嘉永末から減少傾向に歯どめがかかるという状況である。この興廢の状況を少し具体的にあらわしたものが、附録資料1『百姓軒の興廢』である。なお表3には、参考のために戸籍巻末の「括り」の軒数の合計をつけた。「括り」では増減があっても同数ならばプラス・マイナス0で、家の興廢の実態があらわれないという欠点がある。「括り」では明治三年に四三軒も増えているが、戸籍の検討

表3 戸数の変遷

年 (AD)	実戸籍			括り		
	戸	絶	興	戸	-	+
文政	9 (26)	249	1	182		
	10 (27)	248	1	181	1	
	11 (28)	247	2	182		1
	12 (29)	245	2	182		
	天保	1 (30)	245		179	3
2 (31)		243	2	179		
3 (32)		244		178	2	1
4 (33)		244	3	178	1	1
5 (34)		244		193		15
6 (35)		243	1	190	3	
7 (36)		242	1	189	1	
8 (37)		242		189		
9 (38)		237	6	189		
10 (39)		231	7	186	3	
11 (40)		230	1	183	4	1
12 (41)		228	2	185		2
13 (42)		226	2	185		
14 (43)		225	3	186	1	2
弘化	1 (44)	225	1	183	3	
	2 (45)	228	2	185		2
	3 (46)	226	2	184	3	2
	4 (47)	226		182	2	
嘉永	1 (48)	225	1	183		1
	2 (49)	224	2	181	2	
	3 (50)	224	1	183		2
	4 (51)	224		183		
	5 (52)	226		184		1
	6 (53)	228		183	1	
安政	1 (54)	226	3	183		
	2 (55)	226	1	184		1
	3 (56)	226		183	1	
	4 (57)	225	2	183		
	5 (58)	228	2	186	1	4
	6 (59)	227	1	185	1	
万延	1 (60)	226	2	185		
	1 (61)	227	1	185	1	1
	2 (62)	227	3	185		
元治	1 (64)	224	3	184		
	1 (65)	225		184	2	2
	1 (66)	223	2	184		2
明治	1 (67)	227	1	184	2	1
	1 (68)	227	4	185		
	2 (69)	227	1	185	1	1
	3 (70)	228	1	185	3	43
4 (71)	225	6	183			
計		71	50			

からはそうならない。明治二年八月改以後の「別家」は一軒しかない。したがってこの増加は、版籍奉還にともなう組み入れではないかと判断したわけである。このほか「括り」と実数とが合致しない点がある。それはともかく、当時においては最も正確な統計であったはずである。十一欄は七冊の戸籍の「括り」の増減数の累計である。増減の実数ではないが、その傾向を窺い知る資料なので載せた。

① 「戸籍仕法」(「戸籍一件控」)。以下特に註記なきものはこの「控」による。

② 紫福村戸籍には廻船漁船・商売体の記載はない。

③ 萩藩では「毎年三月家数人数書上ヶ被仰付、六月朔日を

定日ニ及御聞」ぶことになっている(『両公伝編年史料』弘化三年七月八日の条)。なお新見前掲論文で、京都府戸

籍で、六年一改がとりあげられたのは「王政復古の精神であつたといつてよいと思われ」ているが、『両公伝編年史料』天保四年一〇月十一日の条に、「御西國人別改午ノ年子ノ年七ヶ年目々々大公儀え御附出之儀」とあつて、子午六年一改は幕令によるものと考えられる。

④ ③に同、七月八日の条。各戸籍をみると、弘化三年には三月と八月に検印があるので、これによって早速「八月改」がなされたと考えられる。この「改」によって各宰判ごとに集計され、『諸郡戸籍帳』が作成された。

⑤ 長穂村戸籍では中断することなく、慶応四年八月まで連続検印がある。

⑥ 『注進案』三〇五頁

⑦ 同右三〇五、三〇六頁

⑧ 「括り」に、「竹田給上地に付御蔵入え入分與え相加へ

二 階層分布

ここでは階層別分布状況について検討するが、そのままに軒役についてふれておきたい。萩藩では、年貢貢納者としての百姓は、高持の本百姓と無高小前の門男百姓とに区分けされた。本百姓には年貢諸負担のほかに門役銀^⑩を課し

たが、百姓にはそれぞれ持高に高下があるので、それによって区分けした。年に銀二匁を負担するのを本軒とし、半分納めるのを半軒、四分の一納めるのを四半軒とか二歩五朱軒という。中には一軒以上の軒役の例もある。『佐藤寛作手控』によれば、当島宰判では「流例」をもって、一〇石以上を本軒、七石以上を七歩五朱軒、五石以上を半軒、二石五斗以上を四半軒、それ以下は門男とし、他郡の参考に供した、とある。しかし郡によって基準は異なっていた

ようである。③。事実当島宰判紫福村においても、一步二朱五味軒というごく零細な階層を設定している。この軒役は、「近年盛衰によって不同有之様相聞候、春定の節入替候様二年々沙汰可被仕候事」とあつて、早くから春定のさい入替えることになっていた。これをうけて春定名寄帳には必ず「百姓盛衰或ハ田畠売買等之入狂ひにて門役難相勤及迷惑候分も有之

表 4

	本軒	7.5	半軒	2.5	1.25	門男	計
長尾	1	9	12	10	1	1	34
杉原	1	1	10	7	1	(2)	19
土井内		2	17	21	3	2	45
京仏	1	1	12	11	14		25
小西見		4	18	27	6	1	56
市	2		7	12	24	3	48
殿川	1	1	9	12	15	1	23
文政9	6	17	85	100	34	8	250
明治4	2	15	68	114	27	(3)	229

() は軒役不明、7.5は7歩5朱軒、以下同

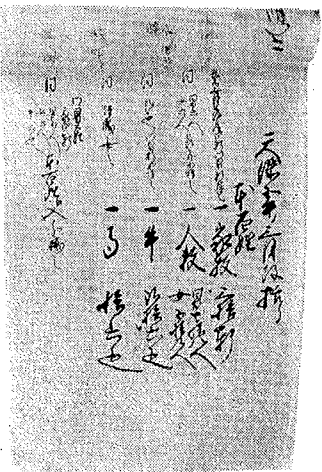


写真 2

左上に「門男百姓……本百姓入分減之」とある。

表5 軒役別田畠所有高

反	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
本軒		1				2				1		1	1
7.5				1	1		1		2	2	1	2	2
半軒	2	3		7	4	7	8	8	14	10	8	9	1
2.5	3	8	8	12	16	13	14	11	6	3	3	2	1
1.25	4	6	6	9	3	2	1	2	1				
門男不明	1	2	1	1	1		1	1					1
	(1)			1									
文政9年	10	20	15	29	25	24	25	22	23	16	12	13	5
	148						73						
明治4年	6	23	15	30	22	23	24	18	21	11	6	7	6
	143						56						

0は1反以下, 1は1反以上2反未満, 他同。()は不保持

表6 軒役別石高

石	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
本軒	1				1	1			1					1	1
7.5									2	1	5	1		2	
半軒	2	2	1	3	5	6	7	3	11	10	9	10	4	4	2
2.5	4	5	18	8	14	9	8	13	4	4	3	5	2	2	
1.25	3	14	17	12	15	12	6	14	7	3	4	4	2		1
門男不明	6	2	4	3	1	6	6	1		1	1	3			
	5	1	2	3	2	2	4		3	2		2			
文政9年	15	10	23	16	20	23	22	17	18	16	19	20	6	5	5
	107						112								
明治4年	8	18	20	18	19	20	14	20	22	15	13	12	6	6	2
	103						96								

0は1石以下, 1は1石以上2石未満, 他同。()は不保持

	13	14	15	16	17	21	22	23	25	計
								1		6
								1		2
		2	2	2		1	1			17
		1	1	1		1		1	1	15
	2				1					85
	1				1					68
			1							100
	2									114
										34
		1								27
										8
										3
	2	1	2	1	1	1	1	1		250
	29									
	3	3	3	2	1	1		2	1	229
	29									

上段は文政9年, 下段は明治4年

	15	16	17	18	19	20	23	24	26	29	35	計
							1					6
							1					2
			2	1		1			1	1		17
		1		1						2	1	15
	2		1	1	2				1			85
	2		2	1	2							68
							1					100
												114
												34
	1											27
												8
								(1)				3
	2	0	3	3	2	1	1	0	2	1	0	250
	31											
	3	1	2	2	2	0	1	1	(1)	2	1	229
	29											

上段は文政9年, 下段は明治4年

候ハ、申出次第詮儀之上押シ替をも可被仰付候事」とある。また戸籍作成についても、「百姓軒役は盛衰ニよつて時々割替之古法ニ候得は、此度之御帳え本百姓門男之書分ケ有之事ニ付御取分可有之」とあつて、持高に依じて入替がなされたともとれるが、「流例」に従つて入替がなされたとは考えられない(表5・6参照)。

さて軒役分布を畔頭別にみると表4のようになる。半軒・二歩五朱軒クラスが三分の二を占める。一步二朱五味軒以下の数は減ってくるが、二歩五朱軒は増え、本軒・半軒百姓の減少が著しい。一步二朱五味軒は『注進案』では九軒であるのに、戸籍では三四〜二七軒ある。この違いが何故おこったのかまだ解明していない。とくに市組には一步二朱五味軒が多く、組の半数を占める。これについて『注進案』は「市中家並」として次のように記している。「市、総数二十八軒。内、老軒瓦屋禰上之分、五軒茅葺中之分、式拾式軒葺葺下之分。但農業并商人八人、農業家式拾軒」と。藩政時代、萩―黒川―京仏―市―宇生賀―福田―小川を経て石州へ通ずる往還があり、京仏・市には目代所が置かれ、人馬の継立が行なわれていた。四八軒の半数以上がこの往還筋に家並をつらねていたのである。まさに「小百姓多」く「日傭持」で渡世していたのであろう。しかし兼業ではあるが商家が八軒あるなど、村内はもちろん往還筋では最もにぎやかな所であった。門男百姓は、巻末の「括り」をみると、天保五年から本百姓に編入されている(三七頁写真2)。ただし小西見組では弘化―嘉永期、一時「括り」に門男の数がのるが、嘉永六年からはなくなる。これは給領地の組み入れにもなう一時的現象ではないかと思う。

次に田畠の所有状況と石高状況についてみると表5・6のようになる。平均所有面積は七反〇畝(文政九)と六反九畝(明治四)でほとんど差はない。石高でみると六石〇斗(文政九)と五石九斗八升(明治四)でこれまた同様である。反当り石高が低いのは田畠の区分がなく、畠が「四歩方」ないし「六歩方」という事情による。田畠所有状況で、文政九年と明治四年とを比較したとき、六反未満(一四八と一四三)と一町一反以上(二九と二九)の百姓数はほぼ同数である。五石未満(一〇七と一〇四)と一二石以上(三一と二九)の百姓数も同様な傾向にある。すなわち七反〜一町、六石〜一二石クラスの中堅百姓が、先にみた半軒クラスの百姓が、二〇軒近く減少したことを意味する。

表7 軒役の異動

上	昇	半軒	7.5 7.5	文政12死代替か11反1.27→25.0.21 明治1死代替か不変3反2.11同2年8畔頭
		2.5 門男	半軒	弘化4死代替か同年8反5.07→13反8.11
下	昇	本軒	半軒	文政12死代替か5反1.17→4反1.23 文政11死代替か不変1反6.26
		7.5 半軒 半軒 半軒	半軒	嘉永元子供2人と別家か不変4反1.23 嘉永7死代替か不変16反7.01 天保13死代替か弘化4分売か16反→8反 嘉永2死代替か22反3.28→12反5.22
昇	半軒	2.5	文政9死代替か不変3反3.08	
		2.5	文政9死代替か不変1反3.26	
		2.5	文政11死代替か不変9反3.26	
		2.5	文政11死代替か不変4反9.16	
		2.5	文政12死代替か8反9.08→7反1.27	
		2.5	文政13死代替か天保3養子入か不変13反	
		2.5	天保4死子幼祖父再戸主不変10反5.27	
		2.5	天保13死代替か不変1反8.24	
		2.5	天保13死代替か不変6反3.13	
		2.5	嘉永6死代替か不変5反2.26	
		2.5	明治2死代替か不変3反6.23	

軒役と持高との関係は大勢としては比例しているが、基準による軒役と現実の持高とは一致していない。農民層が分解しながらも以前の軒役が依然として継承されており、ある意味では形骸化し、固定化しているともいえる。

では軒役が固定化しているかという点、必ずしもそうではない。表7のように、幾つかの変更の例がある。いずれも「代替」りのときおきる。軒役の上昇は持高の増加か役付ではないかと考えられる。門男百姓の場合、天保四年までに四家潰れているため本百姓組み入れにあっていない。下降の場合、多くの持高は変っていないにおこる。その理由は不明である。

幕令では田畠の永代売りを禁じていたが、萩藩においては特に禁止もせず、許容していた。したがって

「戸籍仕法」でも、「田畠分売之時ハ前高之肩え分ケ売ト書、点を懸け、残り高を新ニ書可申」としている。

現存戸籍から田畠の異動・売買について抽出してみた。附録資料2『田畠の異動・売買』である。この場合、潰れ・絶家のさい五人組などへの組合預け、親類預け、再興の場合の取得、絶家時よりも再興時の田畠がふえた場合などの異動は除外し、継続の過程での田畠の増減・売買と絶家のさいの分け売・売払いとを抽出した。売買年の明記し

であるものはそれによつたが、異動時期の不明の場合、とくに代替り新戸籍作成のとき現われる異動は、前戸主の死亡年によつた。新戸籍が死後直ちに作成されたとは思われぬ点があるけれども、死亡を機にそれまで入質とか預けていたものの正式移動がなされたと思われるふしがあることによる(後述)。

持高増加の件数は四九件、減少は八八件、計一三八件にのぼる。売買と明記されているものに限ってみると、「買」の件数二九、「分け売」は六八件となる。ある家では買添えて増えたが、二度にわたつて分け売した例もある。この場合、「買」一、「分け売」二となる。「売」は天保期―嘉永期に多く、弘化―嘉永期に「買」が集中しているようである。売買異動の実面積は計算しなかったが、どういふ持高の者がどう変化したかを知るため、新旧両方の持高をのせた。持高からは特定のグループを抽出することはできなかった。

① 本来は領主台所用の薪を本百姓から現物徴収したものであるが、のち代銀納となつた。『山口県近世史研究要覧』

(以下「要覧」と略す)「門役銀」四三頁参照。

② 同書一六五頁。

③ 天保四年、徳地宰判は一〇石以上一五石を本軒、七石以上を七歩五朱軒、四石以上を半軒、二石五斗以上を四半軒、二石五斗未満を門男としている(「要覧」「本百姓」一五三・一八〇頁参照)。「戸籍御根帳五」によれば、山代宰判(請紙制をとる特別地域)では、文政一〇年、八石以上を本軒、四石以上を半軒、今まで門男としていた四石

未満を四半軒とし、無石無縁者を門男とするようにした、という。このように地域差があるにもかかわらず、また実態とかけはなれているにもかゝらず、一般に同一のものとして判断してきたきらいがある。

④ 「村方役人心得覧」(『山口県史料近世編法制上』二〇二頁)。

⑤ 「商人札」の項をみると、村には「酢醬油塩豆腐商人式拾宅軒、鋳物師宅人、綿屋宅人、木綿類受売宅人」、外に酒造売宅軒(市にあった)、『福栄村史』二四五頁)、酒屋宅軒があった。『注進案』三〇二頁。このうちの八軒が市

にあつたわけである。

⑥ 同前二七一頁。

⑦ 往還筋の各村には「家並」の記述がない。

⑧ 「門役を相動候を本百姓ニ門役不相動者を門男」にと

う文政一二年一〇月の、当島宰判の問合せに対する沙汰

によるのであろうか。『戸籍御根帳四』

⑨ 「名田売買の儀、小百姓より八住屋畔頭へ申達、於無別条ハ証文取替売買候へと可被申付候」(万治制法所務箇条『山口県史料近世編法制上』九四頁)。

三 連続・断絶・新別家

まず連続軒についてみよう。文政九年三月、二五〇軒あつたうち、明治四年まで連続した家は一八九軒である。親見吉治は戸籍を検討するさい、養子の多いことに注目するよう指摘されている。この一八九軒の中から、相続のさい続柄のはっきりしているものを抽出すると三二八例ある。そのうち長男の相続は一八八(五七%)、弟の相続は四二(一二%)〔次男三〇、三男九、四男一、五男二〕。次男が継ぐ場合、長男の死によるもの一、長男が養子に出た場合が九、長男の別家・欠落が各一、長男は生存しているが相続していない場合が八例ある。この場合長男は独身である。病身であろうか。三男の相続の場合、兄の死が三、養子に行った例が五、別家が一。四・五男の場合は、兄の死が一、養子別家が一、「育」(後述)が一であった。

養子の相続は九八例、三〇%にあたる。そのうちトリコトリヨメの例が四一(一二%)あつて、弟の相続数に匹敵する。養子には次のような例もみられる。長男を婿養子として迎えるが不縁となり、その弟を迎える。婿が死んだので、その弟を迎えるという例は聞くが、不縁の場合、現在の感覚ではなじまない。当時では許容されていたのである。寡婦となり、子が幼少のため中継ぎ養子を迎えるが、寡婦は再婚して家を出、ついで子も他家の養子となつて

軒役別		絶軒年代別(A・D)		原因		絶家時人数	
本軒	1	20年	6	死組	41	人	55
半軒	17	30	20	仕組	16	2	45
2.5	33	40	16	欠身引	6	4	51
1.25	15	50	10	不縁子	1	3	11
門男	5	60	19	他	2	4	15
計	71	計	71	計	71	計	71
別		田畑処分		預預		預預	
0反	11	組合	14	親類	4	親類	4
1	10	預預	4	分引	14	分引	14
2	15	完	3	明	3	明	3
3	12	継	6		3		6
4	7	不	30		6		30
5	6	計	71		6		30
6	3						
7	3						
8	2						
9	1						
11	1						
計	71						

家を出る例もある。子がないので養子をとる嫁をもらうと、戸主夫婦は子のない老寡婦の養子となつて家を出る例。本百姓の四男(一五才)を養子に入れ、一カ月後自分等は他家の育となつて家を出て行く例もある。こういう例をみる

とき、「百姓にとって「家」とは何であつたのだろうか。「小糟三合あれば養子に行くな」といわれるようになったのは大正以降である、という『長門市史—民俗編』の指摘は注目値する。けだし藩政時代の農村では、職場が豊富になつてくる大正以降と異なり、養子に行くのが自立の道であつたといえよう。

次に潰れ・絶家についてみる。表2に明らかなように絶家が四一軒ある。中断というのでもまず絶家がおこり、のちに跡養子とか別家等でその百姓軒が再興したものである。中には再興した家も倒れるという例が三件ある。それらを合計すると、絶家の数は七一軒に及ぶ(附録資料1参照)。それをまとめると表8のようになる。

年代でみると、西暦一八三〇年代(二〇軒)、六〇年代(一九軒)、四〇年代(一六軒)に多い。特定年では天保九年(六軒)、同一〇年(七軒)、明治二年(六軒)に多いのが目をひく。軒役でみると、二歩五朱軒が三三軒と半数近く、ついで半軒(一七軒)、一歩二朱五味軒(一五軒)が多い。

絶家の原因としては、「死去」あるいは「病死二付断絶」が三分の二近い割合を占める。絶家したときの家族数をみると、一人の場合が五五件で圧倒的に多い。したがって当人の死は直ちに絶家につながるわけである。これを年令

的にみると、老人か幼少の者が多い。青年期の死は病弱と考えられる。次のような例がある。七二才の老父と一才の子を持つ娘夫婦(共に四一才、半軒、二反三畝一九歩)は、明治二年老父を残して二歩五朱軒(老母一人、四反四畝一六歩)の家へ養子として入る。その半年後老父が死亡して実家は絶家となる。寡寡孤独の者というのはこのようにしてつくり出されるのであろう。こういう事例は少なくない。これを考えてみるに、負債は親・家の責任とし、負債から子を解放してやる方便なのか。死亡について多い理由は仕組である。こゝでいう仕組とは、今でいう破産による家産整理を意味する言葉である。負債を自分で処理しなければならぬとき仕組がおこる。伝吉(半軒、初め七反六畝二歩、万延元年分けて売して三反八歩)は、文久二年「仕組ニ付当所平田三右衛門(伝吉の叔父)養子」。武右衛門(一歩二朱五味軒、二反七畝二七歩)は、天保一四年「仕組ニ付身元育ニ入」とある。仕組の場合、家産を整理したあと、このように他家の養子あるいは育となり、転居して行く。

身元引取・不縁・養子というのは、仕組と同じ意味を持つと考えられる。仕組の後の異動事情をいっているのである。欠落は、天保二、九、一二、一四、弘化三、嘉永二の各年におこつた。半軒二、二歩五朱軒三、一歩二朱五味軒一(資料1参照)。欠落とわかつたときは五人組から届出で、戸籍へ「〇年〇月〇日欠落」と書き込む一方尋ね探しに尽力し、六カ月たつても尋ね出せない場合は「〇年〇月出奔届」と記し、「長尋と号ケ、都合三拾六ヶ月相立候で、年月帳外と書記、点を掛、此時人数を除くこととした。前記の年は「欠落」の年である。仕組をしても整理しきれないような負債があるとき欠落をするのであろうか、家族持が多い。六人家族が二、四人が一、二人が一、一人が二件ある。このほか断絶には関係しない欠落が三件ある。一件は文久元年、はな(五四才)は末子末松(一二才)を連れて欠落したが、元治元年連れもどされた。他の二件は天保一〇年(次男)と弘化四年(長男)にあつた。

その他というのは、別家(理由不明)・本家帰り(弟が畔頭であったが死去のため)・地下暇(寺の育になる)で、いずれも六人家族であった。

山間部農村の戸数減少は出奔・瀬戸内への移動とみる考えがあるが、少し短絡すぎないか。たしかに欠落の件数は断絶軒数の八%強にあたり、軽視できる数ではないが、戸数の減少は必ずしも出奔によらない。同一領主権が及んでいれば、前記のように連れもどされる。受け入れる場合も「送り状」を求めるのではないか。再考の要がある。

潰れ・絶家の持高をみると、三反以下が三分の二をこえる。一方平均反別以上の百姓も一割に及ぶ。

絶家のあとの田畠はどう処分されたかをみると、五人組などの組合預り作・親類預り作が一八、売・分け売は一七。さきに代替りを機に売買がなされるとした根拠の一つはこれによる。引継というものは、仕組で他所へ住居替えするときなど、その直後に受け継ぐ場合をいう。不明は字義どおりであるが、後年再興した例をみると、以前の軒役・持高をそのまま引継いでいるので、多くは組合預り作・村民の惣作^④になったと考えられる。

廢絶に対する「百姓軒の再興・新別家」についてまとめると、次頁表9のようになる。

総数は五〇軒である。このうち新しく百姓軒をたてたものは二〇軒で、あとの三〇軒が潰れ軒の再興である。別家をする者は、次三男以下の弟が半数を越えるが、長男の例が三件ある。「伯父」といっても父の兄という意味には使われていない。こゝでは弟の範疇に入れてよい。父が息子夫婦あるいは娘夫婦にゆずり、弟妹をつれて別家した例が二件あった。養子が別家するというのは、長女の夫として入家するのであるが、継母・継父の子が結婚するときこれにゆずり、別家する場合である。育の半数は次三男であった。別家したときの身柄は独身が二八、うち三は母をともなっていた。別の表現をすれば、母が弟をつれて別家したともいえる。別家と同時に結婚が五、夫婦家族持が一七例あった。

表9 再興・新別家

新田畠数		年代別 (AD)	
15反	1 (1)	30年	7 (3)
12	1 (1)	40	9 (3)
11	1 (1)	50	13 (4)
8	2 (1)	60	17 (9)
7	1 (1)	70	4 (3)
6	1 (1)	計	50 (20)
5	2 (1)	軒 役 別	
4	8 (1)	半軒	4 (3)
3	13 (3)	2.5	35 (12)
2	5 (4)	1.25	8 (2)
1	10 (4)	不明	3 (3)
0	4 (1)	計	50 (20)
不明	1 (1)	出自軒役	
計	50 (20)	本軒	2 (1)
		7.5	4 (4)
		半軒	18 (10)
		2.5	7 (2)
		門	1
		不明	18 (3)
		計	50 (20)
		統 柄	
		次男	13 (6)
		三男	7 (2)
		四男	1
		五男	1
		弟	5
		父	2 (3)
		長養	2 (1)
		伯父	2 (1)
		育	9 (4)
		不明	5 (3)
		計	50 (20)

()は新百姓軒

実家田畠数

23反	1 (1)
19	1 (1)
16	1 (1)
15	1
13	2 (1)
12	2 (2)
11	5 (2)
10	1
9	4 (1)
8	1 (1)
7	2 (2)
6	3 (1)
5	2
4	2 (1)
3	4 (3)
不明	18 (3)
計	50 (20)

年代でみると一八六〇年代が一七、ついで五〇年代が一三と断然多い。

出自の軒役はやはり半軒百姓以上が半数に及ぶ。実家の持高は一町歩以上が三分の一。新百姓に限ってみると、不明を除くと、一町歩以上が半数になる。富裕層から別家することがわかる。一般に分家のさい実家が田畠を分与するといわれるが、戸籍を検討した限りにおいては、実家の持高は減っておらず、分与していない。ただ一例減少した例がある。父が娘夫婦にゆずり、弟をつれて別家し、娘婿の新戸籍が作成されたとき、婿の持高が減っている。この減少は分与ではないかと推察する。新百姓の場合、実家の持分も減らず、一町前後の多い田畠を持つ者もいる。こうした田畠を持ち得たのはどうか。仕組で分売される田畠、あるいは他家のものを買い受けるのか。または組合預りのものを手に入れるのか。そのさい実家が豊かであれば、限度はあるにしても、応分の援助をするのであろう。住居はどうするのか。すべて新築とは考えられない。空屋に手を入れる場合もあろう。

潰れ・絶家を継承・再興する場合、以前の持高と変らないのが半数をこえて一八件、増えた例・減った例が各六件ある。絶家のさい多くが組合預けになっているが、それを引継ぐから以前の持高と変らないのであろう。余力があれば買いたししたのであろう。たゞこの田畠の継承が具体的にどのようなようにしてなされたかは不明である。「買イズワリ」という言葉があり、潰れ軒の家屋敷田畠等を買って居つく百姓のことをいう、という。仕組をした同月に継承した例が六件ある。あるいはこの「買イズワリ」であろうか。

軒役についてみると、以前の軒役をそのまま引継いだ場合が二九件中の二三件、下降した例（半軒↓二歩五朱軒）が五、門男から一步二朱五味軒に移ったのが一例ある。後二者については、軒役のところすでにふれておいた。天明四年の当島宰判椿西分村大屋の溝部安右衛門の家屋敷売渡状^⑥によれば、「酒場巷ヶ所、立山巷町巷反、屋敷巷軒半、御壁書巷通」を銀三三貫で角屋権左衛門へ売渡している。この中で注目すべきは、この家は軒役が「巷軒半」であり、「門役銀三三匁分五厘」であること、そして土地・家屋敷・山に附屬して「軒役」が売られていることである。当時、田畠・家屋敷・軒役が一体として考えられていたのである。

新百姓の軒役はどのようにつけたのであろうか。『佐藤寛作手控』によれば、当島宰判の例をあげたのち、「右の目安を以割付申候様の御仕法書御沙汰物ハ不相見候へ共、当島才判の儀ハ流例を以右之通相調来候^⑦」とある。「右之通」にしたがって格付すれば表10の「手控」欄のようになる。しかし実態は「実際」欄のようになっていいる。具体的に示すと、半軒は一〇・九石と五・九石。二歩五朱軒は一四・九石、一・一・三石、七・五石、六・〇石、五・一石、三・八石、二・九石、二・五石（三）、二・三石、一石代が四。一步二朱五味軒は四升三合である。二歩五朱軒でも半軒より高い者がある。『手控』のいうように「右之通」になっていない。低くつけている。

表10 新百姓軒役

軒役	手控	実際
軒5	3	0
軒5	1	0
半2.5	3	2
1.門不	4	14
	0	1
	6	0
	3	3

なおこの外に、他の畔頭組や他村に別家したために附録資料1にのらないものが二三件ある。その年代（件数）は次のとおりである。寛政元、三、九、文化元、八、文政七、九、一二、天保三（三）、五、八、一二、弘化元、二、三、八、九、嘉永三、安政元、万延元、文久元の各年である。

- ① 新見前掲書七頁。
- ② 同書一五九頁。本書は他の市町村史民俗編にくらべて出色のものである。
- ③ 芝原拓自『明治維新の権力基盤』二〇五頁。関順也前掲書六五、八〇頁。田中彰は出稼による人口減ととらえる、前掲書四六頁。熊谷開作は単に流出をいう、前掲論文二五一頁。
- ④ 出奔絶家等により作人のなくなった田畠は、年貢確保のため五人組又は村民の惣請にして耕作させた。『研究要覧』一〇二頁「惣作」参照。
- ⑤ 山口市大字吉田の例（石川卓美の話）。『長門市史』民俗編一五九頁にも紹介してある。
- ⑥ 石川卓美提供史料。
- ⑦ 同書一六五頁。本稿三七頁参照。

四 牛・馬

田畠につぐ生産手段である牛馬についてみよう。「戸籍仕法」の条文には、「田畠畝石牛馬……等分与売買ひ其余訳有之、戸籍帳出入有之時、出を肩え年号何ノ何月何々と書、点を掛ケ、入を新規ニ書入、肩え年月買得を書」とある。これによって、たとへば「牛一疋、文政十三年三月改」のように記載される。この「改」は戸籍への登録であるので「買」と同様に考えた。「牛二疋」という例が一つだけあった。この牛馬が死あるいは売買されたときは、「〇〇年〇月死」・「売」と記載される。表を作成するにあたって、文政九年度については「文政九年三月改」を抽出した。明治四年度については、各家の最新の戸籍の牛馬から「死」「売」の記載のない牛馬を抽出した。ただその戸

表11 年度別牛馬数

年 (AD)	牛						馬					
	実数	改	-	死	売	括	実数	改	-	死	売	括
文政 9 (26)	207		1			153	67			3		55
10 (27)	204	3		4	1	153	65	3		2		55
11 (28)	199		1	2	2	151	64	2		2	1	56
12 (29)	196	1	2	1	1	148	64					56
天保 1 (30)	195	3	1	2	1	147	64	2	1		1	57
2 (31)	193	1	1	2		147	63	1	1		1	57
3 (32)	193					146	63					57
4 (33)	192	1		2		146	63					57
5 (34)	185	3	6	2	2	158	58		5			57
6 (35)	194	13	1		3	167	59	3			2	54
7 (36)	194					166	59					56
8 (37)	192	1	1		2	166	59					56
9 (38)	183	3	5		7	164	58	2	2		1	55
10 (39)	182	5	3		3	161	58	2	2			54
11 (40)	178	1	1	1	3	159	57				1	55
12 (41)	174	1		3	2	159	56	2		3		56
13 (42)	171	2	2	3		159	55				1	54
14 (43)	173	6	4			155	53	2	3		1	55
弘化 1 (44)	175	6	1	2	1	153	55	4	1	1		58
2 (45)	167	3	1	9	1	155	58	5		2		60
3 (46)	188	23		2	2	151	58	4		3	1	58
4 (47)	187	4	1	1	1	152	56		1		1	46
嘉永 1 (48)	189	7	3	1	1	153	57	2	1			45
2 (49)	193	8		4		155	56	1		2		43
3 (50)	194	6	3	1	1	158	58	4		1	1	45
4 (51)	200	11	5			167	61	3				42
5 (52)	201	8	4	2	1	168	63	5	2		1	45
6 (53)	199	4	2	3	1	167	63					47
安政 1 (54)	196	2	2	2	1	167	63	4		4		47
2 (55)	190	2		8		157	64	5		3	1	46
3 (56)	189	1		1	1	156	64	2		1	1	48
4 (57)	183	4	4	5	1	151	61	2	2		3	48
5 (58)	185	5	2	1		153	63	6		4		50
6 (59)	189	5		1		154	65	2				51
万延 1 (60)	188				1	153	65	1		1		51
文久 1 (61)	189	3	2			153	65	1		1		52
2 (62)	189	2	2			154	64		1	1		52
3 (63)	193	6	2			155	65	3	1		1	53
元治 1 (64)	193	2		1	1	155	67	3			1	58
慶応 1 (65)	193	1	1	1	1	155	67					53
2 (66)	188	6	3	6	2	156	65	3	1	4		51
3 (67)	191	9		5	1	159	68	5		2		54
明治 1 (68)	196	8	3			162	65	1		1	3	54
2 (69)	241	47	1		1	188	61	15		12	7	54
3 (70)	243	10	1		7	243	69	9			1	67
4 (71)	242	3	1	2	1	241	67			2		66
計		240	73	78	54			109	25	53	31	

籍には依然として「文政九年三月改」の記載例が多くある。文化九年から生き続けているとは考えられない。この場合、途中の異動は問わず、代替り新戸籍作成のとき牛馬があれば、旧来の記述をそのまま踏襲したものであり、牛馬が飼育されていると判断した。また先代の古い戸籍で、たとえば「文政九年改」の牛馬に「死」「売」の記載がないまゝ、代替り新戸籍では新しい年号の「〇年〇月改」と記載される例もある。このような場合、先代の戸籍の「改」の牛馬は一応先代の死と共に「売られた」と想定し、新戸籍の「改」によって新しく登録されたものとした。前者の「売られた」と想定したものゝ表では「欄に、後者の「改」は「改」欄にまとめた。「求」というのが、嘉永三年八月、同五年二月の二例しかない。「改」欄に入れた。このような判断・操作をして表を作成した。

牛馬の異動を年度別にとらえると前頁表11のようになる。牛馬についてみると、プラス・マイナスの変動の過程で徐々に減少の傾向をたどり、弘化二年最少の一六七頭にまで減る。こゝまでは戸数の変動と同じ様な動きをする。翌三年には「売」二頭に対し、二三頭の「改」があつて、以後増勢に向う。数的にはともかく、弘化―嘉永期はとくに増減の変動が激しい。そして明治二年には四七頭の「改」があつて大幅に増える。文政九年にくらべて三五頭ふえている。

馬についても牛と同様な傾向にある。天保一四年五三頭と最少になる。弘化―嘉永期の異動は激しいが、安政期に入るとほぼ安定する。降つて明治二年、一五頭の「改」がありながら一頭の死と六頭の売りがあつて、差引二頭の減となる。ついで翌三年九頭の「改」があつて、文政九年と同数に回復する。

弘化三年、明治二、三年の「改」による極めて多数の登録はいかなる事由によるのか。出産・購入にしては突出しすぎである。天保六年の牛の増加は竹田給の蔵入地編入に対応する。明治期の増加は版籍奉還によるのか。これは、給領地は蔵入地にくらべて牛馬の「改」がルーズであるということを前提とする。はたしてそうか。弘化三年はどう

表12 地区別牛馬数

組	文政9				明治4			
	牛	馬	計	戸	牛	馬	計	戸
尾原内仏見	27	14	41	34	38	11	49	33
土井小西	16	6	22	19	16	8	24	14
長杉	34	12	46	45	43	17	60	44
京小	24	11	35	25	25	8	33	25
殿川	53	11	64	56	58	13	71	50
計	31	6	37	48	32	8	40	40
	22	7	29	23	30	2	32	23
計	207	67	274	250	242	67	309	229

表13 牛馬保有形態

保有形態	文政9	明治9
	牛1馬1	140
牛2馬1	65	57
牛3馬1	0	28
牛4馬1	0	5
牛5馬1	0	1
牛6馬1	0	2
牛7馬1	1	1
牛無馬無	43	25
計	250	229

應ずる。牛は、三五頭の増の大部分は、長尾・土井ノ内・殿川の三地区でふえて
いるのが特徴的である。

戸数にくらべて牛馬数の多いことは、多頭飼育を想定させる。そこで保有状況
を調べると表13のようになった。馬を飼っている家は一軒を除き、他はすべて牛
を飼っている。戸数の減少に対する牛の増加は、牛の多頭飼育軒数の増加となっ

てあらわれている。文政九年、牛二頭馬一頭の百姓は半軒・七反九畝であるが、文政一〇年牛を一頭売り、安政四年
には馬を売り、牛一頭となって明治をむかえた。

これを地区別・軒役別にみると表14のようになる。本軒・七歩五朱軒百姓の多頭飼育戸数は減少するが、半軒・二
歩五朱軒百姓での多頭飼育は激増する。とくに土井ノ内・小西見で著しくふえる。長尾では逆に半軒以上の者に限ら
れる。全般的な増加傾向の中で、京仏だけ一軒の減となっている。

次に多頭飼育百姓の所有反別についてみると表15のようになる。持高の多い者に多頭飼育が多いのは当然である

表14 地区別多頭飼育数

組	本	7.5 半 2.5 1.2			計	
		長尾	1	7		6
杉原		6	8			17
土井内		1	4	1	3	6
京仏		2	5	4		11
小西見		1	9	11		21
市		1	7	2		11
殿川		1	1	7	5	10
文政9		1	1	7	2	11
明治4		1	1	7	2	11
計		3	18	33	11	(1)
		2	10	39	39	3
						66
						93

地区の上段は文政9年、下段は明治4年。()は門男

が、門男百姓(七反)とか、一、二反の小百姓にもいることは注目しなければならない。明治四年、牛二頭馬一頭の
五軒の内訳は、一步二朱五味軒一(一町四反)、二歩五朱軒三
(三反、五反、六反)、半軒一(八反)である。牛三頭飼育
の百姓は七歩五朱軒で、二町三反の持主である。牛三頭馬二
頭の百姓は二歩五朱軒(八反)と七歩五朱軒(二町五反)の
百姓である。

多頭飼育百姓が増加すれば無産百姓が減るわけである。無
産百姓について抽出すると表16のようになる。軒役に関係な
く、持高の少ない者に多いのは、資力の関係で当然であろ
う。明治四年、無畜で持高一町一反の百姓はいずれも半軒
で、一軒は文政九年以来牛一頭を飼っていたが、元治元年に

表15 多頭飼百姓反別

反	文政9		明治4	
	25	0	1	1
23	1	1	1	1
21	1	1	1	1
17	1	1	1	1
16	2			
15	0	3	2	3
14	1	2	2	2
13	2	3	3	3
12	3	9	5	5
11	9	2	6	8
10	2	10	8	13
9	8	9	7	7
8	9	7	14	9
7	7	1	4	4
6	1	3	2	6
5	3	2	2	2
4	2	2	2	2
3	2	2	2	2
2	2	2	2	2
1	2	2	2	2
計	66	93		

表16 無畜百姓

軒	軒役	文政9		明治4	
		本軒	1	0	3
半軒	2.5	20	10	7	(1)
1.25	門男	4			
計		43	26		
反		11	0	2	(1)
		8	2	1	0
		7	1	4	3
		6	5	7	5
		5	7	5	8
		4	3	2	1
		3	2	1	0
		2	1	0	
		1	0		
別		計	43	26	

()は軒役不明, 0は1反未満

売ってしまった。他の一軒は文政九年牛一頭であった。安政元年馬を買うが、翌二年死んでしまう。三年再度馬を買うが、万延元年に死ぬ。牛は慶応二年に死ぬ。いずれも補充しないまま明治をむかえるのである。

多頭飼育の増えた最大の契機は、「明治二年改」によるのが第一であるが、そのきざしは「弘化三年改」に初ま。そして年と共に徐々に増えていく。この増加はただ農耕用とのみ考えてよいだろうか。農耕用とすれば普通一頭で十分である。多頭飼育の手間・飼料は大変なものである。棚田のある地方では馬より牛の方が使いやすい。女子供でも牛は使いこなせるが、耕作面積が多い場合は馬の方が効率が良い。農耕用には牛を使い、馬は荷駄運輸に使ったのではないだろうか。萩―紫福―石州を結ぶ往還筋にあたる京仏・市に目代所^①がある。このルートで駄賃を稼ぐというより、萩への薪炭等の運搬が考えられる。また幕末期政情が激動する中で、萩―山口間の運輸も考えられないこともない。そのさい雇われて「日傭持」するのが無畜零細百姓であったろう。もう一つ問題になるのは、「求」という記載例は二つしかないのに、「売」は牛五四、馬三一の例がある。さらに「死」牛馬は「売」の数をこえて、牛七三、馬五三に達する。「死」のマイナスをうめ、その上「売」ることのできるというのには、紫福村で子牛馬が生産されたと解すべきであろうか。その場合、「戸籍仕法」に従えば、生まれたことを暗示する「改」があり、親仔のどちらか「売」られる、そういう記載があってもよいが、このような記載例はない。だからといって生産が無いとは考えられない。一方『注進案』紫福村の「括り」をみると、「農具牛馬綿塩其外衣食住之物品他所方買入^②」とあって、牛馬も他所から購入していたことがわかる。克明であるともルーズなところのある戸籍である。後考をまらしたい。

① 京仏・市ともに、「目代所之儀も目代於自宅ニ相調候」

案二七〇頁。

② 日別人足者人、馬壹疋」とある。「異船防禦御手当」に

『注進案』三三三頁。

は、紫福村は馬六八疋用意するようになってる。『注進

五 人口動態

まず人口動態についてみる。戸数・牛馬数で試みたような方法で人口の実数をつかむには、大変な作業を必要とする。したがってこの場合、各戸籍の「括り」の男女数を集計してみた。表17である。十一欄の数は各「括り」の増減差を累計したものである。つまり、生死嫁婿育等の出入を差引、対前年比の増減数の累計である。天保五年、明治三年に急増する理由はすでに述べた。人口動態については、天保五年〜明治二年の間に限定するのが妥当である。

表17 男女数

年 (AD)	男		女	
	-	+	-	+
文政 9 (26)	429		340	
10 (27)	430	8	347	4
11 (28)	433	4	347	3
12 (29)	433	8	342	11
天保 1 (30)	423	10	343	3
2 (31)	421	5	329	0
3 (32)	420	7	334	8
4 (33)	431	2	333	4
5 (34)	463	3	351	1
6 (35)	466	7	353	8
7 (36)	471	2	356	1
8 (37)	465	8	346	10
9 (38)	452	13	357	3
10 (39)	437	16	362	5
11 (40)	421	18	352	15
12 (41)	436	1	355	5
13 (42)	426	10	352	4
14 (43)	423	10	343	13
弘化 1 (44)	426	3	352	12
2 (45)	431	4	356	2
3 (46)	422	11	347	22
4 (47)	416	10	352	5
嘉永 1 (48)	421	2	355	3
2 (49)	414	11	354	9
3 (50)	416	1	366	1
4 (51)	422	1	362	10
5 (52)	430	1	367	4
6 (53)	426	9	372	1
安政 1 (54)	424	6	370	6
2 (55)	424	3	369	4
3 (56)	428	4	366	7
4 (57)	422	8	361	5
5 (58)	433	0	357	8
6 (59)	431	5	356	3
万延 1 (60)	428	9	358	2
文久 1 (61)	432	3	372	4
2 (62)	421	13	359	15
3 (63)	415	8	352	9
元治 1 (64)	410	6	366	0
慶応 1 (65)	420	3	359	9
2 (66)	416	8	356	9
3 (67)	417	7	355	6
明治 1 (68)	418	3	362	1
2 (69)	428	4	376	10
3 (70)	538	0	471	2
4 (71)	529	10	475	5

表18 結婚年令
(数え年, 小西見)

男	年令	女
0	14	4
0	15	7
0	16	7
0	17	12
0	18	17
2	19	29
2	20	35
4	21	29
9	22	15
8	23	16
9	24	11
12	25	13
13	26	9
12	27	8
11	28	7
6	29	8
18	30	5
14	31	2
9	32	3
5	33	1
3	34	4
2	35	0
1	36	0
3	37	0
2	38	0
1	39	0
1	41	2
1	42	0
1	43	0
4	44	0
1	46	1
2	48	0
1	51	0
0	53	1
1	65	0

表19 出産数
(小西見)

出産	母親	子
0	15	0
1	18	18
2	25	50
3	32	96
4	16	64
5	15	75
6	9	54
7	5	35
計	135	392

女性の場合、天保五年度の三五一人を割る年は三カ年しかなく、変動が少なく安定的である。これに対して男性の方は変動が激しい。概観すれば戸数の変動に対応する。嘉永二年四一人、元治元年四一人と大きく落ちこんでいる。天保五年の四六三人は上限の方で、四二〇人を中心にして上下するといえよう。

次の特徴は男女数のアンバランスである。総数八〇〇人前後の人口で、天保八年には一一九人の男女差がつく。異常ともいえる大差である。少ないときでも五〇人くらいの差がある。男性の絶対的多過の社会といえる。この差が何に由来するのはわからない。簡単に間引といえるだろうか。

この男女数の差は、結婚問題に直接結びつく。時間的制約もあったので、分母集団の多い小西組の戸籍から「娶」「養子」「婿」等を抽出し、結婚、それも初婚の年令を調べてみた。ただし「養子」という場合必ずしも結婚を意味しないので、配偶者の明らかなもののみとった。なお部落内でのヤリトリの場合ダブリがあるが、そのまゝ数えた。表18である。

女性は十四才から結婚期に入り、十七才から二十五才までの間に大半が結婚する。男性は十八才から結婚期に入るが、二十五才から三十二才までがピークである。男女の結婚年令差は七〜八才位というべきか。男性の結婚が遅いのは、今様の経済力をつけてからというより、弟妹を出してから嫁を迎えるということのようである。また男性の高令

結婚が多いのは、先に見たように絶対的女性の少なさによるもので、この場合夫をなくした寡婦のところへ後夫として入るのをみてわかる。

次に既婚女性の出産数を調べてみた。同じ理由から小西見組を例にとった。この場合、幕末・明治期の結婚年数の浅い母親は除外した。表19である。七人という多産の例も五例あるが、子供を一人も出産しない母親が一五人もあり、その意外の多さに驚いた。人口が増えず減少する一因はこゝにもある。二〜三人の子を産む母親が半数近くある。平均すると一人の母親が三人弱(二、九)の子を産んだことになる。貧乏人の子沢山とか、明治〜昭和前期の子沢山の話からすれば意外である。産まれた三九二人の子供について調べてみると、二〇才以下で死亡した者が五二人あった。八人に一人は成人にならないうちに死亡するのである。

双生児出産と考えられるめずらしい例がある。土井ノ内組の藤右衛門・しか夫婦の間に、嘉永元年五月一四日、つよ・瀧蔵の二児(第四、五子)が産まれた。しかし不幸にも同年一〇月二日つよが、同六日には瀧蔵が相ついで死去した(次頁写真3)。

平均寿命の算出は史料操作上大変困難なので、死亡者の年令を調べてみた。表20である。この場合全戸籍にあつた。

第一に幼児期の死亡が多い。次に一五才までは男の死亡の方が多いが、二一才をすぎると既婚女性の死亡が多くなってくる。これは出産ということが影響するのである。ただ三六〜四〇才代に未婚女性の死が二三人あるのは特異な現象というべきか。「人生五〇年」と聞か、意外と高令まで生きている人が多いのも特徴である。男性の最高令者は九五才で、二人いた。女性は九二才であった。一方三一〜四五才の働き盛りに意外と死亡者が多い。六〇才を過ぎると急に死亡者が増えるのは、寿命と解すべきであろう。

表20 死亡者の年令(数え年)

男	年令		女		計
	未婚	既婚	未婚	既婚	
小計					
66	66	0	1~5	0	66
30	30	0	6~10	0	30
18	18	0	11~15	0	18
11	11	0	16~20	3	14
15	13	2	21~25	15	28
23	18	5	26~30	15	33
27	17	10	31~35	22	39
20	7	13	36~40	22	33
26	8	18	41~45	22	44
19	3	16	46~50	19	35
32	5	27	51~55	29	61
32	4	28	56~60	26	58
47	5	42	61~65	38	85
52	0	52	66~70	41	93
54	4	50	71~75	39	93
59	2	57	76~80	30	89
26	0	26	81~85	24	50
17	1	16	86~90	5	22
6	0	6	91~95	2	8

している。屋号のある家へ養子に入ったのが三人(金子屋・斎藤屋・田中屋)、育三人(藤田屋・橋本屋・熊屋)、嫁に入ったのが二人(塩田屋・斎藤屋)。「町人」の家へ育として入ったのが男一人、嫁が二人ある。京仏の阿座上源助の育藤七家族四人は、弘化二年栄園院へ育として入っている。このほかは育一を除き、他は養子・嫁として村を出ている。いずれも出切である。(武士との婚姻については後述)

「戸籍仕法」は「萩其外他郡え近來参り込居候奉公人は此度改めて其郷里親元十人頭等え申越、如御法年限之暇を

表21 萩・石州との関係

地区	石州		萩
	男	女	
長尾	1	1	2
土井ノ内	1	1	2
京仏	1	1	2
小要見	1	1	2
市	3	7	10
殿川	1	1	2

杉原は出入なし

取」るよう指示した。このことは出稼奉公人が多しことを示唆するものである。しかし七冊の戸籍を見たかぎりでは、萩への年限りの奉公人の例はなかった。あるいは庄屋元にある「半紙横帳表紙」の「地下人出入帳」に書きとめられているのであろうか。

『注進案』の福井上村(現福栄村)をみると、「薪・炭・藁鞋・繩……右之品々萩表え差出せヶ年売払……」とあって、萩市中への売出しがわかる。紫福村については、「村括り」に「諸産業物売捌年中銀高三拾貫六百五十目」「酒屋其外諸商人交易利潤諸職人賃共凡式拾貫目、小百姓日用賃三貫目」としかない。銀三〇貫をうる商品とは「薪五貫、炭老貫、繩五貫、草鞋三貫五百、蓮五百、櫛実十五貫、栗柿茶六百五十目」で、櫛実は別として、他の物品は村内で売り捌かれるものではあるまい。「職人札」を持っているのは、「大工十九人、柚木挽七人、鍛冶屋七人、樋屋三人、畳刺老人、紺屋老人」であるが、これまた村内だけで働き稼ぐものとは考えられない。当然萩市内での働きと稼ぎを考えなければなるまい。

以上のことを考えてみると、城下町の近郊なるが故に、短期の出稼はあっても、直接的に人口の減退をまねくような出切はなかったのではないかと思う。

石州津和野領との関係が意外と深いことも留意すべき点である(表21参照)。「石州借」という言葉があるように、経済面で強く結ばれていたからであろう。地域的には市組との関係が深い。石州から三組の夫婦がトリコトリヨメとして市組の家を継いでいる。市組の十五郎は鹿足郡日原村へ養子に入っている。他は養子・嫁である。

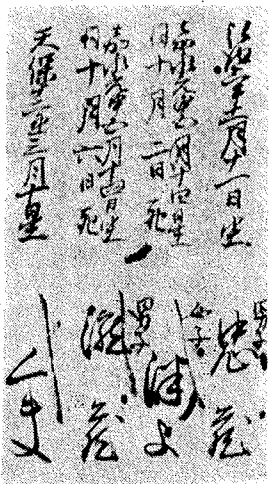


写真 3

「育」は「はぐくみ」とか「はぐくみ」と読む。所縁あって附籍することをいう。娘はつは母が不縁になって実家へ帰ったとき、母の兄夫婦の育となる。庄金は仕組で潰れ軒となったが、養子に行った息子の育となって転居する。血縁関係のない場合もある。一人身の場合もあるが、家族ぐるみの例もある。縁があればその家の子として、養子・嫁として他家へ入り、あるいは潰れ軒を継ぎ、または別家もできた。一生をその家の育で終る者もいた。

所縁といえは、咎あって郡退・村退になる場合、できるだけ所縁のある所へ行かせる。弥富村と片俣村からの郡退者を引受けているが、いずれもその身内の者が紫福村に入籍している縁故による。退去の例は一例で、安次郎(惣次郎長男)については「籠舎後出籠小郡宰判引渡」(安政六年)とあるが、落着先は不明である。

下人の例が二例ある。与介は寛政九年生。萩松若町田中太左衛門の甥で、天保三年阿座上源之允の下人となるが、同年三月平原の九十郎のところへ養子に行った。松兵衛は明和四年生。原彦助の下人、文政一一年死、出身地は不明、一生を下人で終ったようである。与介の場合、下人といえ育と同じ扱いを受けたといえようか。落政時代、武士と百姓との間には画然たる身分差があったはずであるが、次のような諸例がある。

- 弘化四年三月 いと 御小人倉蔵妻 為蔵妹(半軒、七反九畝一七歩、九石三升三合、牛一)
- 慶応元年五月 卯八郎 地下暇井上勘解由家来 要蔵弟(半軒、九反三畝一三歩、一二石一斗五升七合、牛一馬一)
- 〃 四年六月 吉五郎 地下暇佐世弥三左衛門家来 亀蔵弟(二歩五朱軒、六反三畝二〇歩、三石九斗五合、牛一)
- 明治二年八月 いせ 毛利能登家来深見治三郎育兼蔵妻 亀蔵姉(前出)
- 〃 二年八月 しも 益田弾正之介家臣郡司弥兵衛妻 弥五郎妹(三歩五朱軒、八反八畝四歩、六石一斗一升、牛一馬一)
- 〃 三年一二月りつ 榎本□助家来□□三右衛門女 榊蔵妻(二歩五朱軒、三反六畝、五石一斗八升二合、牛一)
- 〃 四年四月 与三郎 地下暇卒族大田源三郎養子 亀蔵次男(前出)

明治四年四月 平四郎 地下暇卒族清水又七養子 秀七次男(一歩二朱五味軒、八反四畝一七歩、一一石一升六合、牛一)
下士といえ武士身分の者と婚姻関係を結ぶこと、あるいは家来となることは、ないようであること。その例証である。

安政元年、吉田松陰と共に海外渡航を試みた金子重輔は紫福村の生れというが、残存戸籍中には彼の名はない。早い時期にこの戸籍に気づいていたならば彼の系譜は明らかになったであろうに。残念なことである。

- ① 文政九年の『諸郡戸籍帳』によれば、当島宰判内で本百
- 姓門男あわせて「他所持二〇二人」と「地下暇一人」があった。「他所」とは村外の意であろう。
- ② 同書二四五頁。
- ③ 同書三二二頁。
- ④ 同書三〇七頁。
- ⑤ 同書三〇一頁。

おわりに

以上『注進案』を援用しながら紫福村残存七冊の戸籍の分析を通して実態を追求してきた。しかし実態把握については遙かなものを感じる。また分析の過程でえられたことから村の性格等を云々することにも躊躇する。もっと多くの在地史料による補強、他村他地域との比較考究の必要性を痛感する。たとえば軒役について。軒役と持高とは郡によって違いがあるといわれながら、百姓の栄枯盛衰によって持高は変化するのに、比較に便利がよいため、多くは同一なものとして論をすくめてきた。本稿でも同じ轍をふんでいる。軒役の数の比較はできても、経営規模の比較にはならない。まず比較すべき素材をそろえる必要がある。人の流動について。山間部農村の戸数減は都市・瀬戸内地方の人口増とどれだけかゝわるのか。たしかに戸数は減少した。それは部外への流出なのかどうか。瀬戸内地方の人口

当島宰判紫福村戸籍に関する一考察(石川)

A/D	No.	類	軒役	田畠高	石高	備考
38.5	18	絶	2.5	7.5.23	11.1.7.9	不明 6欠落妻子共
10	19	絶	2.5	8.4.20	6.8.7.4	売 1死
12	20	絶	2.5	4.9.16	5.8.5.5	一部売 1死初半軒
39.2	20	絶	2.5	0.4	0.3.9.5	組合預作 1死
3	21	絶	1.25	2.1.28	5.1.3.3	売 1仕組育
4	22	絶	1.25	3.6.06	5.4.0.4	不明 1死
4	23	絶	2.5	6.0.12	11.3.2.4	半軒 3.8.29, 4.9.9次男夫婦
5	24	絶	2.5	6.8.08	9.6.1.2	売 1死
7	10	絶	1.25	2.8.09	2.9.5.1	組合作 3仕組妻子共養子
8	25	絶	2.5	5.1.21	4.0.5.7	売 1身元引取(吉部村)
9	26	絶	2.5	5.6.17	3.7.6.5	不明 1死
40.6	27	絶	1.25	0.8	0.7.2.4	売 1死
41.4	28	絶	1.25	6.1.18	11.6.8.9	売 1死
12	29	絶	半軒	2.5.29	0.9.6.2	組合預作 1欠落初11反 6畝13石2斗
42.7	30	絶	2.5	1.9.29	3.7.7.9	不明 1死
10	31	絶	2.5	3.3.11	2.9.4.4	不明 1死
43.2	32	絶	2.5	5.8.26	1.0.2.9	組合預 2欠落夫婦
3	33	絶	1.25	2.7.27	1.6.4.9	組合作 1仕組身元育
3	34	新興	2.5	1.6.10	2.3.7	半軒 3.2.19, 6.8.4.9育
6	22	新興	1.25	3.6.06	5.4.0.4	半軒 11.3.24, 18.4.9.5子へ譲夫婦
9	35	絶	半軒	8.7.29	9.3.2.6	不明 1死
44.1	35	新興	半軒	8.7.29	9.3.2.6	半軒 5.2.26, 6.9.1三男
3	36	新興	2.5	1.6.26	0.8.2.6	組合中惣作 1死(17才) 初本軒
45.3	31	新興	2.5	3.3.11	2.9.4.4	——育夫婦
3	37	新興	2.5	3.0.26	5.1.4.8	——育
4	37	新興	2.5	1.8.23	1.9.2.2	半軒 4.4.14, 8.4.9.1次男
7	38	新興	2.5	3.4.29	2.9.4.7	組合預 1死
7	39	新興	2.5	2.1.11	2.5.0.6	2.5, 3.2.13, 4.2.8次男
8	26	新興	2.5	5.6.17	3.7.6.5	半軒 11.1.17, 8.3.6三男
—	40	新興	2.5	2.2	0.6.4	組合惣作 1死初10反 4畝6石9斗
46.3	41	絶	1.25	3.6.28	6.2.2.7	組合作 6欠落妻子共
10	42	絶	1.25	0.6.18	0.2.0.9	不明 1死初3反 7畝6石2斗
48.10	43	絶	2.5	3.3.08	4.0.7.3	親類預 1死初半軒
49.3	7	新興	2.5	3.5.23	4.5.7.1	半軒 5.1.12, 8.8.6.4育夫婦
10	44	新興	2.5	3.9.18	7.3.4.5	不明 1死
10	45	新興	2.5	4.6.29	5.7.6.8	不明 1欠落初 6反 8畝6石3斗
50.4	45	新興	2.5	4.6.29	5.7.6.8	——次男
9	46	新興	1.25	0.6.18	0.6.7.4	売 1死
52.2	44	新興	2.5	3.9.18	7.3.4.5	2.5, 6.6.09, 1.2.9五男夫婦
8	47	新興	半軒	7.6.29	10.7.6.9	半軒 11.1.15, 12.4.5.7長男夫婦
53.3	48	新興	2.5	2.1.07	1.6.2.4	半軒 12.5.22, 1.4.8育(次)夫婦
7	30	新興	2.5	1.9.29	3.7.7.9	門男
54.1	49	新興	1.25	2.7.23	6.8.3	売 3仕組妻子共蔵目喜村育
3	50	新興	2.5	4.5.02	3.8.3	1仕組育へ初9反 6畝10石1
3	50	新興	2.5	〃	〃	本軒 11.7.07, 13.4.0.6四男
7	51	新興	半軒	5.2.24	5.8.7.8	不明 6地下暇妻子共松雲院育へ
55.3	42	新興	1.25	0.6.18	0.2.0.9	——生雲村種蔵育夫婦
7	52	新興	半軒	4.1.28	8.0.2.4	不明 1死初 6反 2畝10石8斗
57.9	53	新興	2.5	4.8.21	4.1.1.1	不明 1不縁
9	54	新興	半軒	3.5.06	3.9.1.2	不明 1不縁
10	17	新興	2.5	4.2.12	4.8.0.8	——藤吉弟結婚後夫
58.2	55	新興	2.5	4.6.21	7.5.6.3	7.5, 16.7.01, 17.8.7.8次男
6	56	新興	2.5	2.3	2.9.8.3	7.5, 12.5.22, 15.1.4.8育夫婦
6	53	新興	2.5	4.8.21	4.1.1.3	——浅吉弟

当島宰判紫福村戸籍に関する一考察(石川)

増は、はたして他村からの流入なのか、あるいは自村の人口増によるのか。経営規模の零細化の一つに分家への財産分与がいわゆるが、はたしてそうなのか。紫福村戸籍の分析からは否定的な答えが出た。これは断絶軒が多く、無主地が多いため分与する必要がなかったのか。経済的豊かなところは零細化しても分与するのか。牛の多頭飼育の萌芽がみられるが、分析のあやまりか、それとものちの無角牛生産と理念的に結びつくものかどうか、等々。

冒頭にも報告したように、多くはないが戸籍の残存が確認されているので、それらの分析を通じて、以上の諸問題を解明していくことを今後の課題としたいと考えている。

終りになったが、本稿をまとめるにさいしお世話になった福栄村の方々に篤くお礼を述べさせていただきます。

附録 資料1 百姓軒の興廃

A/D	No.	類	軒役	田畠高	石高	備考
26.9	1	絶	門男	1.2.02	0.8.2	不明 1死
27.6	2	絶	半軒	5.9.21	6.4.9.1	本家作 1死
28.8	3	絶	半軒	4.9.16	5.8.5.5	1死
8	3	新興	2.5	〃	〃	引継 ——吉部村五郎左衛門弟
9	4	新興	門男	7.8.23	10.4.5.5	売 3死母妹甥の育へ
29.1	5	新興	半軒	0.4.06	0.5.6.1	分売 1死
1	6	新興	半軒	0.5.17	0.3.0.5	親類預 2死子の養子へ
31.4	7	新興	半軒	3.2.28	4.5.1.5	不明 4欠落妻子共
7	8	新興	半軒	1.25	0.6.2.3	不明 3仕組妻子共村内育へ
32.2	9	新興	半軒	8.6.14	5.9.3.4	半軒 11.9.04, 10.2.0.1伯父結婚
33.1	10	絶	門男	2.8.09	5.9.5.1	3仕組妻子共育へ
1	10	新興	1.25	〃	2.9.5.1	引継 ——伯父結婚後夫
2	8	新興	1.25	1.1.20	2.1.1.6	——富蔵弟
3	11	新興	2.5	1.1.15	1.2	半軒 7.9.02, 8.9.4.2育母子
3	12	新興	門男	0.1.18	0.0.8.2	売 1死
8	13	新興	門男	3.0.07	3.5.6.1	不明 1死
35.12	14	新興	2.5	0.2.01	0.0.4.4	親類預 1死
36.8	15	新興	2.5	3.6.14	4.9.3.9	組合預 1死
38.1	8	新興	1.25	1.1.20	2.1.1.6	売 1仕組育へ
4	16	新興	絶	1.3.26	2.5.5.2	1仕組育へ
4	16	新興	2.5	〃	〃	引継 ——宇生賀村権蔵弟
4	17	新興	絶	6.0.14	4.5.3	分売 1死

資料2 田畠の異動・売買 (No.の数は資料1のNo.数に対応する)

A/D	理由	旧高	新高	No.	理由	旧高	新高	No.
28	? 死	反 1.3.18	反 3.2.19		? 死	反 8.4.12	反 5.4.02	
29	? 死	11.1.27	25.0.21		? 死	5.1.17	4.1.23	
30					分売	8.9.08	7.1.27	
31	? 死	14.1.0	15.1.21		分売	4.5.24	3.4.20	
32	? 死	4.5.10	6.5.19		分売絶	0.4.06	0	5
33					? 死	1.4.15	1.3.25	65
34	? 死	8.0.03	10.4.29		? 死	11.8.22	1.8.22	
35	? 死	0.5.00	1.1.00	59	売絶	0.1.18	0	12
36	? 死	0.5.17	4.2.06	49	? 死	13.6.28	12.2.27	
37	? 死	5.6.28	6.1.06		分売	1.4.05	0.5.00	61
38	? 死	7.2.07	8.9.14		分売	7.8.25	3.4.13	
39	買添	4.4.22	6.2.16		分売	10.5.27	5.4.20	
40	? 死	3.1.00	3.2.00		分売	6.1.16	3.6.23	
41	? 死	9.6.00	10.0.13	69	分売	4.2.06	2.7.23	49
42	? 死	6.3.06	9.7.12		分売	8.2.14	6.5.15	
43	買	4.7.23	5.9.03		分売	4.2.03	0.2.10	64
44	買添	9.7.12	10.6.11		分売	10.9.17	1.9.00	
					分売	9.4.07	2.6.28	67
					売払絶	8.4.20	0	19
					? 死	10.4.03	2.2.00	40
					分売	6.0.14	4.2.12	17
					? 死	2.3.10	0.4.20	
					分売	4.9.17	3.1.10	
					? 死	5.1.29	4.9.04	
					分売	4.9.16	2.0.07	3'
					売絶	2.1.28	0	21
					分売	7.5.23	3.3.12	18
					分売	6.3.01	6.0.11	
					分売	7.7.12	5.0.23	
					売払絶	5.1.21	0	25
					分売	4.8.10	1.0.19	
					分売	3.4.20	1.5.17	
					分売	5.5.08	4.0.09	
					? 死	10.5.29	9.3.13	
					? 死	8.0.10	6.7.10	
					? 死	6.2.04	4.1.28	52
					? 死	1.9.02	1.6.02	
					売払絶	6.8.08	0	24
					売	6.8.13	4.6.29	
					売払絶	0.8.00	0	27
					? 死	14.9.29	6.7.14	
					売絶	6.1.18	0	28
					分売	5.4.02	3.8.17	
					分売	2.4.25	1.4.12	
					分売	6.5.19	5.6.00	
					分売	8.0.05	5.4.16	
					分売	9.0.00	8.0.08	
					分売	7.2.09	4.8.26	
					分売	12.0.19	11.7.07	75
					? 死	10.1.27	5.6.08	

A/D	No.	類	軒役	田畠高	石高	備考
58.7	57	絶	2.5	2.6.22	1.3.9.5	組合分作1死初4反8畝3石9斗
58.8	18'	興	2.5	3.3.12	7.5.7.6	半軒 9.9.02, 24.4.4.9三男夫婦
58.9	58	新	2.5	5.1.07	6.0.9.4	半軒 9.7.06, 12.8.4.9長男
58.12	59	絶	2.5	1.1	1.8.5	不明 1死
59.4	60	絶	1.25	3.3.23	5.1.9.5	組合作1仕組福井村へ育
60.7	61	絶	1.25	0.5	0.0.9.4	組合作2仕組村内替初1反4畝7斗
60.8	62	新	1.25	0.6.03	0.0.4.3	7.5, 19.6.10, 28.2.6.4次男
60.10	16'	絶	2.5	1.3.26	2.5.5.2	組合作1死
61.1	15'	興	2.5	3.6.14	4.9.3.9	2.5, 3.3.08, 5.2.0.7次男夫婦
61.7	63	新	1.25	2.8.06	3.8.6.7	7.5, 6.9.23, 7.5.9.5三男結婚
61.9	7''	絶	2.5	3.5.23	4.5.7.1	不明 6別家妻子共
62.8	19''	興	2.5	1.3.17	1.5.7.6	半軒 9.7.27→6.3.05減娘婿議
62.8	7''	興	2.5	3.5.23	4.5.7.1	半軒 4.4.14, 8.4.9.1次男後婦
62.8	64	絶	1.25	0.2.10	0.2.4.1	5仕組奈古浦住居替
62.8	64'	興	1.25	''	''	引継 一次男
62.8	47'	絶	2.5	2.0.08	4.2.6.1	売 1仕組父実家へ養子
62.8	65	絶	2.5	1.3.25	1.7.2.4	不明 1死初門男初1反4畝1石7
63.5	66	絶	2.5	0.4.23	0.1.0.3	不明 1死
63.5	67	絶	2.5	2.6.13	4.5.1	不明 1死
63.5	56'	絶	2.5	2.3	2.9.8.3	不明 1死
64.4	68	絶	2.5	11.4.14	14.9.3.1	本軒 23.8.03, 23.5.7.5長男夫婦
65.11	69	新	2.5	1.9.15	1.6.4.4	不明 1死初9反6畝8石2→1町
65.12	70	絶	半軒	7.6.17	8.0.5.9	売 2仕組妹共吉部村育へ
66.3	65'	興	2.5	1.3.25	1.7.2.4	不明 奈古浦源蔵弟
66.7	71	新	2.5	1.8	1.8.5.3	半軒 13.8.11, 13.2.6.9三男
66.8	72	新	2.5	3.5	2.8.5	2.5, 7.1, 5.9.4婿妻死子共別
66.8	73	新	半軒	3.6	5.1.8.2	半軒 8.5.13, 10.9.3.6次男
67.8	41'	興	1.25	1.7.20	4.5.1.7	2.5, 9.2.25, 12.7.3.1娘婿夫婦
67.9	74	絶	本軒	9.7.22	8.7.7.2	不明 1死
68.8	24'	興	2.5	4.9.01	7.9.2.2	2.5, 13.1.10, 11.9.5.6次男
68.8	16''	興	2.5	2.2.08	2.0.1.7	半軒 6.0.13, 7.2.7.2次男
68.8	68'	絶	2.5	11.4.14	14.9.3.1	不明 6実家をつぐため本家婦
69.3	69'	興	2.5	3.7.24	3.2.3.8	2.5, 10.4.20, 8.4.3三男
69.3	32'	興	2.5	15.8.12	7.5.2.9	半軒 15.1.15, 12.7.4.7次男
69.6	75	絶	半軒	5.6.08	3.4.4.2	不明 1養子
69.8	48'	絶	2.5	2.1.07	1.6.2.4	不明 1仕組奈古村実家養子
69.8	11'	絶	2.5	1.1.15	1.2	不明 1死
69.8	76	絶	2.5	4.2.10	6.5.2.7	不明 1養子
69.8	76'	興	2.5	''	''	引継 一石州黒川村三男夫婦
69.10	77	絶	半軒	2.3.16	5.0.4.9	不明 1死初6反5畝11石6斗
69.1	78	絶	2.5	2.1.20	3.8.1.6	不明 1死
71.2	79	新	—	—	—	卒給禄奉還帰農
71.3	80	新	—	3.3.16	1.7.2.1	元東福寺養育帰農
71.6	81	新	—	12.3.04	8.1.2.8	明源寺履供帰農, 母共
71.8	6'	興	2.5	0.5.17	0.3.0.5	向山部落ヨリ

絶一絶家, 興一再興, 新一新百姓

当島幸判紫福村戸籍に関する一考察(石川)

六五

当島幸判紫福村戸籍に関する一考察(石川)

六四

